

平成30年度 事業計画

(事業概要)

我が国の総人口は、総務省統計局の人口推計（平成30年1月1日現在、概算値）1億2659万人で、8年連続して減少しています。一方では、少子超高齢社会が現実化し、高齢化率は27.7%（平成29年9月1日現在。平成28年10月1日27.3%）と上昇しております。

古賀市においても全国平均は下回っているものの高齢化率は、25.2%（平成30年2月1日現在、（平成28年12月24.7%））と一昨年より0.5ポイント上昇しています。

また、シルバー人材センターの会員資格年齢である60歳以上の人口は、18,692人で、その高齢化率は31.9%（平成29年9月）、会員数300人を60歳以上の人口で除した粗入会率は1.6%です。さらに、総世帯数は、24,749世帯、総人口58,691人、1世帯当たり2.4人（平成30年2月1日現在）となり、核家族化の伸長と高齢者世帯の増加が見込まれます。

このような状況の中、古賀市シルバー人材センター（以下「センター」といいます。）は、「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、今年度も高齢者の能力、知識、技能を活かし、健康で働く生きがいを持ち、積極的に社会参加ができるように事業を推進して参ります。

少子超高齢社会の現実化に伴い、生産者人口の減少による人手不足と高齢者世帯の増加により、臨時的、短期的な仕事が多くなることが予想され、シルバー人材センターにその対応が期待されているところであります。

定年制の延長や再雇用制度などからセンターの会員数は、減少傾向の状況であります。行政のご理解により平成30年度から新たに北筑昇華苑、竟成館高校の労働者派遣事業や市内の公園の草刈り請負業務の増が予定されております。

また、昨年度から介護保険制度の改正により、古賀市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に合わせて、介護予防・日常生活支援総合事業（委託訪問型基準緩和サービス事業）について取り組んでおり、センターの事業推進においても、男性は勿論、女性会員の拡大は必要不可欠であることから、会員の拡大は最重要課題の一つとして、役員、地域世話人等が一体となって知人を紹介し、入会説明会への誘導から就業へと繋げていくという取り組みも行って参ります。

現在、取り組んでいる「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の労働者派遣事業については、市内の事業所等に幅広くPRし、発展・拡充のため、昨年度からの市の補助金を継続していただき「就業開拓創出員」を配置しており、企業訪問を行い、さらなる雇用に繋げていきたいと考えております。

また、一昨年度から取り組んでいる「地域就業機会創出・拡大事業」についても市、農協、商工会と連携を取りながら、空き家・空地サポート事業、高齢者の農業支援について、一層の充実をさせていきたいと考えております。

公益社団法人として7年目となり、これらの事業の積極的な推進をはじめとして、「中長期基本計画」に沿った運営を着実に実施していくことにより、今後とも、センターが高齢者並びに地域社会の期待に応え、不可欠な存在となるよう会員の協力を求め、役員、事務局が一体となって次の事項を重点に事業運営に取り組んで参ります。

(基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保、提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1. 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を家庭、民間事業所、公共団体等から有償で引き受け、これを高齢者に対してその能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供します。また、介護予防・日常生活支援総合事業（古賀市委託訪問型基準緩和サービス事業）の担い手として事業展開を行います。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と活性化を図ります。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

福岡県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」といいます。）の職業紹介の事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展、拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言調査研究等（公益目的事業）

1. 普及啓発事業

(1) シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業

に対しての意識啓発を行います。

- (2) ボランティア活動を希望する高齢者を対象に行う社会参加活動を一般市民と連携して実施します。

2. 安全・適正就業推進事業

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する。」の理念の下、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。また、安全パトロールを継続的に実施するとともに、今年度も安全大会を開催します。
- (2) シルバー事業における就業内容は「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭に、より慎重に関係法令の遵守と適正な事業運営を促進します。

3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応します。また入会を希望する高齢者を対象とした説明会を開催します。

4. 研修・講習事業

- (1) 高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業機会又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する知識、技能、経験によりカバーされないものであった場合、実際には就業には結びつかない。このため就業上必要な技能、知識を付与することにより、実際の就業に結び付けるとともにより広い分野での就業機会の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域づくりに寄与します。
- (2) 健康維持や介護予防のため、研修等を通じて高齢者の交流の場を提供します。

(実施計画)

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

1. 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

地域社会に密着し、高齢者や共働き家庭等の生活の手助けとなり市民生活にかかわりの深い仕事であり、その働き方は生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、雇用によらない臨時的なもので、概ね月 10 日以内の就業です。

就業の提供に当たっては、地域から発注された仕事の情報を可能な限り高齢者に周知し、その上で的確に高齢者への就業機会を提供するなど、高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるようローテーション就業等を進め、仕事に分ち合えるよう適切に配慮していきます。

① 平成 30 年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
330 人	25,000 人日	94.3%	145,800 千円

②主な就業分野

- ・ 公共施設の管理
- ・ 公共施設の剪定、草刈、除草
- ・ 企業等の剪定、草刈、除草、清掃
- ・ 個人宅の剪定、草刈、除草
- ・ 農家や個人宅の農作業
- ・ 個人宅の福祉・家事援助、ワンコイン事業、空き家・空き地の安心サポート
- ・ 高齢者宅等への外出・生活支援

(2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を活かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施します。

① 実施事業

刃物研ぎ、エアコン清掃、シルバー農園、パソコン教室、絵画教室、リサイクル事業

② 平成 30 年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
60 人	500 人日	17.1%	2,380 千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋します。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報の収集、情報交換を行います。

2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において、労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供します。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について臨時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとします。

① 古賀市事務所 平成 30 年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
50 人	4,000 人日	14.3%	13,000 千円

② 主な就業分野

- ・ 公共施設
- ・ 市内の民間事業所、個人事業者

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

1. 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ① 高齢者の入会促進や就業機会の確保を図るため、ホームページや古賀市の広報誌や観光協会のチラシによる啓発。特に女性会員の拡大を図るため、具体的な就業内容を提示
- ② 古賀市が行う「まつり古賀」、「健康福祉まつり」への参加による周知・広報
- ③ 10月の啓発強調月間中に、地域毎にリーフレット配布や事業所訪問の実施
- ④ センターの仕組み、活動状況を記載した会報（シルバー古賀）の発行

(2) 社会参加活動

- ① 市役所周辺等の清掃や幹線道路の歩道の清掃
- ② 地域の団体が主催するボランティア活動に参加

(3) 地域交流活動

- ① 地元地域毎での清掃作業等への参加

2. 安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

- ① 安全大会の開催
- ② 安全就業だよりの配付
- ③ 体力測定や健康診断受診の推進
- ④ 高齢者安全運転講習会の開催
- ⑤ 就業現場への安全パトロールの実施
- ⑥ 職種別年齢制限、危険作業の禁止

(2) 適正就業の徹底

- ① 適正就業基準の遵守
- ② 職業紹介、労働者派遣への切り替え
- ③ 適正就業であるか自主点検の実施（就業先の状況確認）

3. 相談事業

(1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、来訪や電話等により就業相談を行います。

(2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に毎月2回開催し、会員の増員を計ります。開催日時・場所等については、市の広報やセンター掲示板等で周知します。

4. 研修・講習事業

(1) 全会員を対象に、接遇研修会を実施し、会員の資質を高めます。

(2) 高齢者向けの調理講習会、介護講習会や掃除講習会を実施し、就業へ向けての研修としても位置付けます。